

書面等の電子交付サービス利用規約

「書面等の電子交付サービス」とは、金融商品取引業者からお客様への交付が法令等により義務付けられております各種取引報告書又はその他の書面を、「書面での交付（郵送）」に代えてウェブサイト上において「電子書面で交付し閲覧できるサービス」です。

「書面等の電子交付サービス」をご利用いただく際は、次の事項をご理解、ご承諾いただく必要があります。

1. 電子交付の対象となる書面

当社の電子交付により閲覧できる書面は、次のとおりです。

（1）報告書等

- ① 取引報告書
- ② 取引残高報告書
- ③ 特定口座年間取引報告書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 運用報告書

（2）目論見書等

- ① 目論見書
- ② 目論見書補完書面

（3）その他、当社が定める書面

- ① 譲渡益税のお知らせ
- ② 利金・分配金・配当金・償還金のお知らせ
- ③ 外国証券利金・分配金・配当金・償還金のお知らせ
- ④ 外国証券償還のお知らせ
- ⑤ お預り株式（保振）変更のお知らせ
- ⑥ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ⑦ トータルリターン通知
- ⑧ 価値喪失株式に係る証明書
- ⑨ その他、当社が電子交付により提供することを定め、お客様に告知した書面

2. 電子交付の方法

当社の行う電子交付は、当社ホームページ上にお客様ページ（パスワード等の入力後に表示されるお客様個人のページをいいます。）を設け、次の方法にて行います。

- （1）お客様ページの顧客ファイルに記録された記載事項を、お客様の閲覧に供する方法
- （2）お客様ページに閲覧ファイルへのリンクを設け、同時に複数のお客様の閲覧に供する方法

- ・お客様ページの顧客ファイルに記載事項を記録した場合には、お客様より登録いただいた電子メールアドレスにその旨の通知を行うものとします。
- ・電子交付サービスを受けるためには、お客様の使用に係るコンピュータの OS、CPU、RAM 及び WEB ブラウザ等（以下、「利用環境」といいます。）が当社の推奨する環境に適合していることが前提となります。
- ・本サービスにより交付された書面（取引報告書等）を閲覧するためには、PDF ファイル閲覧用ソフトが必要になります。
- ・取引報告書等の記載事項については、お客様が当該記載事項にかかる消去の指図を当社に対して行った場合を除き、原則として最終取引日から 5 年間、同様の方法で閲覧することができます。

3. 電子交付サービスの申込み

当社の電子交付サービスを申込まれる際は、次のいずれかの条件を満たしていることが必要になります。

- （1）既に当社に証券取引口座が開設してあること
- （2）電子交付サービスの申込みと同時に証券取引口座を開設すること
- ・お客様は、1 に掲げる全ての書面について電子交付サービスの利用を包括して申込みを行ったものとし、書類ごとの設定はできません。

4. 注意事項

お客様が既に電子交付サービスの提供を受けている場合であっても、当社の都合により対象書面を電子交付によらず書面で交付させていただく場合があります。

5. 同意事項

お客様は、当社の電子交付サービス利用に際して、次に掲げる事項に同意していただきます。

- （1）定期的又は不定期に行うシステムメンテナンスのために電子書面の閲覧を一時的に停止あるいは中断する場合があること
- （2）お客様は、当該交付書面をお客様の使用する電子計算機に備えられたハードディスク等に記録することができること
- （3）お客様は、当該交付書面をお客様の使用する出力装置（プリンター等）により、印刷可能であること
- （4）お客様又は当社が電子交付にかかる合意を解約したときは、お客様に電子交付された書面は消去されるものとし、再度お客様が電子交付を承諾いただいた場合であっても、一切の復元、提供の措置は行わないこと
- （5）OS や WEB ブラウザ等のバージョンアップに伴い、お客様の使用するコンピュータの利用環境によっては、電子交付サービスの利用ができなくなる場合があること
- （6）お客様に電子交付した書面について、過去に遡及して、書面で再提供することはでき

ないこと

(7) 電子交付サービスは、携帯電話（スマートフォンを除く）による利用ができないこと

6. パスワードについて

- ・当社は、お客様からの電子交付サービス利用申込みを承諾したとき、電子交付サービスにかかるお客様固有の ID 及びパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）を発行します。
- ・パスワード等は、お客様ご自身の責任において管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとします。また、共同での利用及び第三者への貸与又は譲渡をすることはできません。お客様は、自己のパスワード等の使用及び管理について一切の責任を負うものとし、
- ・当社は、お客様のパスワード等が第三者に使用されたことによってお客様が被る損害については、お客様の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。
- ・お客様は、自己の設定したパスワード等を失念した場合は、直ちに当社に届け出るものとし、当社の指示に従うものとし、

7. 電子交付書面の閲覧時間等

お客様が電子交付書面を閲覧できる時間帯等は、次のとおりとなります。

(1) 閲覧可能時間

6時から27時

(2) 閲覧可能日

- ① 取引報告書・・・約定日の翌日以降
- ② 取引残高報告書・・・月初6営業日目以降
- ③ その他の信書・・・書面を作成した時点以降

8. サービス内容の変更

当社は電子交付サービスについて、お客様のご利用に際し支障をきたす恐れがないと判断した場合は、お客様に事前の通知をすることなく本サービス内容を変更することができるものとします。

9. 電子交付サービスの利用解除

当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客様に事前にお知らせすることなく、電子交付サービスのご利用を解除できるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより電子交付サービスの利用中止の届出をされた場合
- (2) お客様が当社に開設している証券取引口座を解約した場合
- (3) お客様が本規約及び当社の各種約款並び法令諸規則に違反した場合
- (4) 当社の都合により、全てのお客様に対し電子交付サービスの提供を終了した場合

10. 免責事項

当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責めを一切負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線及びコンピュータ等のシステム機器等の障害又は欠陥、これらを通じた情報伝達システム等の障害又は欠陥による場合
- (2) お客様がパスワード等の管理を怠ったことに起因する顧客ファイル内容の漏洩等
- (3) その他、当社の責めに帰すことができない事由により電子交付ができなくなった障害

附 則

この規約は、2019年3月1日から施行する。

この規約は、2021年6月21日から施行する。